

市民が誇りに思える 美しい佐渡の景観保全を

※「景観」とは、身の周りにある風景や眺めのことです。

佐渡の美しい景観は、これまでの長い時間の積み重ねの中で先人たちが築き、守り、残してくれた貴重な財産です。

最近では、地域ぐるみで自分たちのまちの魅力をより高め、特性を生かした景観をつくろうとする取組みも進められています。

市では、昨年「佐渡市景観計画」と「佐渡市景観条例」を策定しました。市民が誇りを持てる景観づくりを目指し、自然や歴史・文化をはじめとするさまざまな資産を守り、育て、伝えていきます。

6つの区域で考えます

6つの景観計画区域

- 一般市街地区
- 歴史的市街地区
- 商業・賑わい区域
- 農村と平野区域
- 漁村と海岸区域
- 山村と森林区域

漁村と海岸

商業・賑わい

山村と森林

一般市街地

歴史的市街地

農村と平野

佐渡は広大で、地域によって歴史・文化・自然の特性が異なり、大切な風景も違います。そこで、佐渡を6つの区域に分け、それぞれの区域ごとに景観の基準を定めています。

〈届出〉が必要です



高さ、形のそろったまちなみ

建物などを建てる際には、大きさや色などを市へ届け出ていただき、景観にあったものであるかを確認しています。

新・増・改築の場合は、用途に関わらず、延べ床面積10㎡以上のもは届出が必要です。また、既存部分の4分の1以上を変える外観の変更（壁面の塗り替えや張り替え、屋根の葺き替え等）は、届出が必要となります。

その他、工作物（柵・塀等）等も届出が必要なものもあります。